

業務委託契約に係る企画提案方式（プロポーザル・コンペ方式）による
公募について（公告）

次のとおり企画提案方式により受託者を公募します。

令和8年2月16日

香川県立高等技術学校長 高津 啓幸

1 公募に付する事項

（1）委託業務名

令和8年度香川県立高等技術学校介護サービス科職業訓練業務

（2）業務場所

香川県立高等技術学校高松校（高松市郷東町587番地1）

（3）委託期間

令和8年4月1日から令和9年6月30日まで

（4）契約限度額

契約限度額は、訓練実施経費と補講費及び就職支援経費の合計額とする。

なお、訓練実施経費（※1）については、2,763,000円（消費税及び地方消費税を除く。）を上限とし、補講費（※2）については、補講時間数に4,750円（消費税及び地方消費税を除く。）を乗じた金額とする。また、就職支援経費（※3）については、訓練生1人1月当たり16,000円（消費税及び地方消費税を除く。）を上限とする。

※1）介護サービス科の訓練生に対する職業訓練の実施に要する経費のこと。

※2）初任者研修修了による資格取得のための補完として行う補講に要する経費のこと。

※3）訓練生を就職させるために要する経費のこと。

（5）委託業務の概要

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）の規定に基づく短期課程の普通職業訓練業務

（6）業務委託の内容

企画競争説明書等を含む企画競争関係資料（以下「企画競争説明書等」という。）による。

2 応募資格

次の（1）から（8）に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領（平成11年香川県告示第787号）に基づく指名停止措置を現に受けていない者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
 - ①会社更生法に基づく更正手続開始の決定を受けた者
 - ②民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者
- (4) 香川県税等に滞納のない者であること。
- (5) 本公告に係る企画競争説明書等の交付を受けた者であること。
- (6) 応募意思表明書及び資格要件に適合することを証明する書類（誓約書、納税証明書）（以下「応募意思表明書等」という。）を提出（様式任意）し、応募資格要件に適合した者であること。
- (7) 香川県内に本社（本店）又は支店、営業所等の活動拠点を有する者であること。
- (8) 香川県知事より、介護初任者研修事業者指定（通学）を受けたものであること。

3 応募者に要求される事項

本件に応募しようとする者（以下「応募者」という。）は、交付された企画競争説明書等により、応募意思表明書等を提出し、応募資格の確認を受けた後、企画提案書及びその添付書類（以下「企画提案書等」という。）を提出しなければならない。

応募者は、当該書類に関し説明を求められた場合又は現地調査を求められた場合は、それに応じなければならない。

4 応募方法（契約の内容を示す日時及び場所等）

(1) 企画競争説明書等の交付日時及び場所等

企画競争説明会において交付する。

① 交付日時（企画競争説明会開催日時）

令和8年2月24日（火） 午後1時30分

② 交付場所（企画競争説明会開催場所）

香川県立高等技術学校 高松校

(2) 企画競争説明会に参加できない者には、下記の期間及び場所でも企画競争説明書等を交付する。

① 交付期間

令和8年2月24日（火）から令和8年2月27日（金）まで。

② 交付時間

午前9時から午後5時まで。ただし、2月24日（火）は午後4時からとする。また、午後0時10分から午後1時10分までの間を除く。

③ 交付場所

香川県立高等技術学校 高松校

（3） 応募意思表明書等の受付

応募意思表明書等は、持参又は郵送により提出すること。

応募意思表明書等を提出した者に対し、応募資格の確認結果を書面で通知する。

① 受付期間

令和8年2月24日（火）から令和8年3月2日（月）まで。但し土曜、日曜及び祝日は除く。

郵送の場合は3月2日（月）必着のこと。

② 受付時間

午前9時から午後5時まで。ただし、午後0時10分から午後1時10分までの間を除く。

③ 受付場所

香川県立高等技術学校 高松校

（4） 企画提案書等の受付

企画提案書等は、持参により提出するものとし、郵送、電送等、その他の方法によるものは受け付けない。

① 受付期間

令和8年3月4日（水）から令和8年3月10日（火）まで。但し土曜及び日曜は除く。

② 受付時間

午前9時から午後5時まで。ただし、午後0時10分から午後1時10分までの間を除く。

③ 受付場所

香川県立高等技術学校 高松校

5 契約の内容に関する質問の受付

契約の内容に関する質問がある場合は、令和8年2月24日（火）から令和8年2月27日（金）の間（ただし、午後0時10分から午後1時10分までの間を除く。）に香川県立高等技術学校高松校に対し文書で行うこと。

回答は、令和8年3月2日（月）午前9時から午後5時までの間（ただし、午後0時10分から午後1時10分までの間を除く。）、香川県立高等技術学校高松校で閲覧に供する。

6 選定方法

香川県立高等技術学校内に設置する選定委員会の審査・審議を経て、企画提案の採用候補者及び随意契約交渉の相手方を決定する。

随意契約交渉の結果、訓練内容及び契約金額等について合意に至った者を、委託先として決定する。

7 審査基準

審査は、下記の各項目について、選定委員会の4名の委員が評価した結果の合計点を各提案者の得点とする。

(1) 評価項目及び配点

採 点 項 目		評 価 基 準 ・ 配 点				
		非常によく 優れている	優れて いる	普通	劣って いる	非常に 劣っている
①	カリキュラムの内容	4 8	3 6	2 4	1 2	0
	(加点要素) 効果を高める独自性	1 5	1 0	5	0	0
②	講師	1 6	1 2	8	4	0
	客観的要素	講師の配置人数外2項目 15点～0点				
③	過去の履行実績	5	3	0	0	0
	客観的要素	過去における業務委託契約に附した条件等を遵守しなかった事例、指導監督に従わなかつた事例等1項目 0点～△5点				
④	履行の確実性	8	6	4	2	0
⑤	就職支援体制	1 6	1 2	8	4	0
	客観的要素	就職支援担当者の配置外5項目 21点～△9点				
⑥	価格	見積り額を算定式にあてはめ点数化する。上限を20点とし、小数点以下は切り捨てとする。				

(2) 下限の点数の設定

下限の点数を328点とする。この点数を満たさない企画提案は採用しないものとする。

8 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 電子契約の可否

① 可とします。

※電子契約（契約書を電子ファイルで作成し、双方の押印に代わり、電子契約サービスによる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの）を行う場合は、県が指定した電子契約サービスを利用します。ご利用にあたっては、インターネット環境と、契約締結に利用するメールアドレスを用意していただく必要があります。

② 電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を契約の候補者選定後の見積書提出時に電子メールにより提出してください。

③ 電子契約においては、タイムスタンプが付与された日が契約締結日となります。

(4) 失格事由

提出された企画提案書等が次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格とする。

- ①提出書類受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- ②本公告に示した応募に必要な資格のない者による企画提案
- ③応募者に求められる義務を履行しなかった者による企画提案
- ④応募者が連合して提案したと認められた企画提案
- ⑤記載すべき内容が記載されていないなど公募広告で示した要件に適合しない企画提案
- ⑥公募に際し虚偽又は不正の行為があった企画提案
- ⑦見積金額が契約限度額を上回る企画提案
- ⑧見積書に氏名その他重要な文字又は押印が誤脱し、又は不明である企画提案
- ⑨見積書の金額を訂正した企画提案
- ⑩その他あらかじめ指定した事項に違反した企画提案

(5) 公募の取消し又は延期による損害

天災その他やむを得ない事由がある場合又は公募に関し不正行為がある等により明らかに競争の実効がないと認められる場合は、公募を取り消し、又は延期することがある。この場合、公募の取消し又は延期による損害は、応募者の負担とする。

(6) その他詳細は、企画競争説明書等による。また、企画競争説明書等の交付を受けることは応募資格でもあるので、4の（1）及び（2）に示した日時及び場所において、交付を受けること。

9 照会先

〒761-8031 高松市郷東町587-1

香川県立高等技術学校高松校 介護サービス科 担当者：岩部（いわぶ）

T E L : 087-881-3171

F A X : 087-881-6786